

がん検診実施のための指針（大腸がん検診）

1 目的

近年大腸がんによる死亡者が年々増加していることから、大腸がん検診事業を実施し、大腸がんの早期発見、早期治療に努めるとともに、がんに関する正しい知識の普及、啓発を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町とする。

3 事業内容

この事業は、問診および便潜血検査（免疫便潜血検査2日法）による大腸がん検診および保健指導を事業内容とする。

4 対象者

当該市町の区域内に居住する40歳以上の者で受診を希望する者とする。なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。

※対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

5 実施体制

この事業を効果的に実施するため、各関係機関は次の役割を果たす。

- (1) 市町は、県保健所および検査受託機関と事前協議を行い、検査時期等に配慮するとともに、地域医師会、受託検診機関等関係者と十分協議のうえ、地域医療機関の精密検査対応能力を勘案しながら、検診計画を策定する。
事業の実施に当たっては、広報活動や検診事業の円滑な実施に努め、受診勧奨、受診者の管理、地域住民の保健指導等を行う。
- (2) 県保健所は、市町が事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な指導、援助、連絡調整、保健医療情報の提供を行う。
- (3) 県は、検診実績の集計、分析を行い、その成果を滋賀県がん検診精度管理事業がん検診検討会大腸がん部会（以下「大腸がん部会」という。）等関係団体に報告する。
また、大腸がん部会により、検診の効果や効率を評価し、検診の実施方法を見直し、検診の精度管理を行うとともに、検診が円滑に実施されるよう広域的な見地から医師会、受託医療機関、精密検査機関等関係者と調整を行う。

6 検診の内容

検診の項目は問診および便潜血検査とする。

(1) 問診

問診に当たっては、大腸がん検診票（様式1）により、現在の症状、既往症、家族歴、過去の検診受診状況等を聴取する。

(2) 便潜血検査

免疫便潜血検査2日法で行う。

(ア) 採便方法

大腸がん検診票（様式1）および採便用具を配布し、自己採便とする。採便、検体保管方法、検体の回収方法等は、検診精度に大きく影響を与えるので「説明書」等を用いて十分説明する。

(イ) 検体の回収

検体は冷蔵保存し、回収、保管、輸送の各過程で温度管理に厳重な注意を払う。

(ウ) 検体の測定

検体回収後速やかに行う。速やかな測定が困難な場合は、冷蔵保存する。

7 結果の通知および事後指導

受託検診機関は、問診結果を参考に、免疫便潜血検査結果により判断し、「便潜血陰性」「要精検」に区分し、検体に不備のあるもののうち1日分のみの検体については「判定保留」、その他を「検査不能」に区分して市町に通知する。（様式1、様式2）

- (1) 「便潜血陰性」と区分された者については、「便潜血陰性」の旨を通知するとともに、定期的に検診を受診するよう勧奨し、便通異常などの症状を認めた場合には速やかに医療機関受診するよう指導する。
- (2) 「要精検」と区分された者には、精密検査の必要性を説明し、別に定める大腸がん検診精密検査実施医療機関登録要領により届出登録された、または市町の精密検査実施機関に登録されている大腸がんの診断と治療が行える医療機関において精密検査を受診するよう受診者に対し指導する。
この際、精密検査実施医療機関に対し「大腸がん検診精密検査について（依頼）」（様式3）により精密検査の実施および「大腸がん検診精密検査結果票」（様式4）による結果報告を依頼する。
なお、精密検査は、原則として全大腸内視鏡検査、又はS状結腸内視鏡検査と注腸X線（二重造影法）とする。
- (3) 「判定保留」「検査不能」と区分された者には、再度検査を受けるよう指導する。
なおこの場合、「検査不能」者が再度検体を提出した場合の大腸がん検診票（様式1）には再検と明記する。

8 記録の整備および発見患者の追跡調査

市町および受託検診機関は、精密検査実施医療機関等の協力を得て、検診の効果、効率の評価の基礎となる検診記録の整備、発見がん患者の追跡調査に努める。

検診記録の整備、追跡調査の実施に当たっては、プライバシーの保護に留意し、個人情報調査目的外に利用されることのないようこれを厳守する。

- (1) 市町は、検診の記録として、受診者の氏名、性別、年齢、住所、過去の検診受診状況、検診結果、精密検査の必要性の有無、医療機関における精密検査受診の有無および受診結果等を記録し、少なくとも5年間保存する。
また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じ個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果および治療の状況等を記録する。
- (2) 市町は、「地域保健・健康増進事業報告」を県に報告する。
- (3) 精密検査実施医療機関は、精密検査の結果について、市町に報告する。（様式4）
- (4) 県は、「地域保健・健康増進事業報告」から、大腸がん検診状況、精密検査の受診状況がん発見状況について把握し、検診実績の集計・評価を行い、大腸がん部会等関係機関に報告する。

9 事業評価

大腸がん検診の実施に当たっては、適切な方法および精度管理の下で実施することが不可欠であることから各機関が事業評価を行う。

- (1) 市町は、チェックリスト(市町村用)を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、県保健所、地域医師会および検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、大腸がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定および実施方法等の改善を行う。
- (2) 県は、大腸がん部会において、地域がん登録および全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(都道府県用)を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法および精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、チェックリスト(市町村用)の結果を踏まえ、市町に対する技術的支援および検診実施機関に対する指導を行う。

(3) 検診実施機関

- ①検診実施機関は、適切な方法および精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、便潜血検査等の精度管理に努める。
- ②検診実施機関は、大腸がんに関する正確な知識および技能を有するものでなければならない。
- ③検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努められなければならない。
- ④検診実施機関は、検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。
- ⑤検診実施機関は、大腸がん部会における検討結果を踏まえ、その指導または助言に従い、実施方法等の改善に努める。

10 周知徹底

市町は、この事業の実施について各種団体などを通じて住民に周知するとともに、積極的な受診を進めるため、広報活動に努める。

11 その他

この指針に定めのないことについては、市町、県保健所、健康医療福祉部担当課において協議する。

附則 この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この指針は、令和4年4月1日から施行する。